

札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領

令和2年3月30日財政局長決裁
令和4年4月8日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市が発注する建物の清掃業務に係る調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の手續に関して、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象として総合評価一般競争入札を行う調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用がある建物の清掃業務（以下「対象清掃業務」という。）とする。

2 前項に定める対象清掃業務については、原則として、その履行期間を12月超にわたり定めるものとする。

(調達の手續)

第3条 対象清掃業務において、総合評価一般競争入札を行うときは、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、特例政令の適用を受ける調達の手續の例によるものとする。

(落札者決定基準の決定)

第4条 施行令第167条の10の2第3項の規定に基づく落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）にあつては、別表1に掲げる事項を基本に、調達ごとに定めるものとする。

2 前項に基づき落札者決定基準を定めようとするときは、契約担当部長等は、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を様式1により聴取し、その意見の結果をもとに、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。以下「役務要領」という。）第4条の規定に基づく一般競争入札参加資格

審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）の議を経るものとする。

3 前項の資格審査委員会の構成は、役務要領第4条第2項の規定にかかわらず、別表2に掲げるとおりとする。

（入札参加資格等）

第5条 総合評価一般競争入札に参加することができる者は、役務要領第3条に掲げる要件のほか、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（d）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 役務要領第 85 条第 1 項（第 1 号を除く。）及び第 2 項の規定に基づき定めた要件

2 総合評価一般競争入札を行うときは、入札参加条件として、入札書記載金額に対応した次に掲げる書類（札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（平成 24 年 1 月 11 日財政局理事決裁。以下「低入札価格調査運用要領」という。）第 7 条第 2 項第 1 号に定める入札書記載金額の積算根拠に準ずるもの。以下「業務費内訳書等」という。）を、入札の際に求めるものとし、その旨を次条の入札公告において明示するものとする。

(1) 業務費内訳書

(2) 業務従事者賃金支給計画書

(3) 社会保険料事業主負担分調書

（入札公告）

第 6 条 総合評価一般競争入札を行うときは、特例政令の適用を受ける調達における公告手続の例によるほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 総合評価一般競争入札を採用していること。

(2) 総合評価に必要な企画提案の書類の提出に関すること。

(3) 落札者決定基準

(4) 落札者の決定方法に関すること。

(5) その他必要な事項

2 前項の公告は、別記1標準告示例による。

(入札説明書)

第7条 特例政令第8条の規定に基づき、総合評価一般競争入札に参加しようとする者に対し交付する入札説明書は、別記2標準入札説明書例による。

(提案書類の提出)

第8条 市長は、総合評価一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）から、指定した期日までに、入札書並びに入札公告に示す入札参加資格の審査に係る書類（以下「審査書類」という。）及び業務費内訳書等のほか、企画提案に係る書類（以下「提案書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 入札参加者から提出された入札書並びに審査書類、業務費内訳書等及び提案書類（以下「入札書等」という。）は、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

(開札等)

第9条 入札執行者（役務要領第2条第1項第8号で定める者をいう。以下同じ。）は、前条による入札があったときは、公告においてあらかじめ示した日時及び場所において、開札するものとする。

2 前項の開札において、入札執行者は、次の事項を告げた後、落札を保留して、開札を終えるものとする。

(1) 入札が無効となる入札参加者

(2) 入札した入札参加者の商号又は名称及び入札書記載金額

(3) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(4) 低入札価格調査運用要領第4条に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札をした入札参加者

3 開札を終えた後、入札執行者は、入札参加資格を有したうえで予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者の業務費内訳書等を審査し、業務費内訳書等が低入札価格調査運用要領第7条の2第1項各号又は第2項のいずれかに該当したときは、当該入札参加者の入札を無効にし、その旨を通知する。

4 前3項の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときであっても、施行令第167条の8第4項の規定に基づく再度入札は、行わないものとする。

(提案書類の評価等)

第 10 条 入札執行者は、前条の開札結果に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った入札参加者（以下「評価対象者」という。）について、入札書記載金額及び提案書類をもとに、落札者決定基準による評価を行い、評価点案を作成する。

2 前項の評価を行う場合において、入札執行者は、評価対象者に対し、入札書等に関し必要な説明を求めることができる。

3 第 4 条第 2 項の規定に基づく意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、契約担当部長等は、第 1 項の評価点案に基づき落札者を決定することについて、あらかじめ 2 名以上の学識経験を有する者の意見を様式 2 により聴取し、その意見の結果を、資格審査委員会に報告するものとする。

4 第 1 項の評価点案及び前項の学識経験を有する者の意見に基づき、資格審査委員会が評価点を決定する。

（落札者の決定）

第 11 条 前条第 4 項で評価点を決定した結果、評価点の最も高い者を落札者とし、評価点の最も高い者が複数いる場合には、くじにより落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者が、調査基準価格を下回る価格で入札をした場合には、低入札価格調査運用要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。

2 前項の低入札価格調査を行った場合において、落札者の決定に当たっては、低入札価格調査運用要領第 9 条に定める低入札価格審査委員会の事務を、資格審査委員会が代わって行うものとする。

3 落札者を決定したときは、入札執行者は総合評価に係る審査結果について、第 9 条第 1 項で入札参加資格を有していると認められた入札参加者に対し、通知するものとする。

（入札結果の公表）

第 12 条 落札者を決定したときは、その入札結果について、札幌市物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領（平成 25 年 12 月 2 日財政局契約管理担当局長決裁）第 8 条の規定に基づき、様式 3 により公表するものとする。

（評価点に係る疑義照会）

第 13 条 評価対象者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、第 11 条第 3

項に基づく通知があった日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価点について様式4により疑義の照会ができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく照会があったときは、あらかじめ資格審査委員会の議を経たうえで、書面により回答するものとする。

（企画提案の履行確保）

第14条 市長は、落札者が提示した企画提案にあつては、落札者と契約を締結する際、その内容を契約の特記事項として約定し、その履行を確保するものとする。

2 市長は、企画提案の履行確認のため、受託者に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査を行うことができるものとする。

（約定内容が履行されないときの措置）

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき約定した内容（以下「約定内容」という。）について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、当該受託者に対し、是正をするよう指示するものとする。

2 市長は、受託者が前項の指示に従わない、又は約定内容の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、第10条第4項の規定に基づき決定した評価点と、実際の履行内容をもとに算定した評価点との差を算出し、その差の合算点を、市長が認めた日から起算して1年間（減点措置期間を経過して以降も是正されない場合であつて、第7項による契約解除を行わない場合については、再度市長が認めた日から起算して1年間）に開札を行う対象清掃業務に係る総合評価一般競争入札において、当該受託者における評価点から減ずるものとする。

3 前項の規定は、受託者が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用するものとし、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも前項の措置を行うものとする。

4 前2項の措置について、札幌市交通局、札幌市水道局、札幌市病院局にて発注する対象清掃業務に係る調達においても適用する。このとき、第1項の「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

5 市長は、第1項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認めるときは、当該受託者に対し、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づき参加停止措置を行うことがで

きるものとする。

6 市長は、前項の場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、当該受託者に対し、請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額することができるものとする。

7 市長は、第1項の指示を受けた受託者が、その指示に従わず、約定内容の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

(秘密の保持)

第16条 総合評価に係る審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された提案書類は、公にすることにより入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に取り扱うものとし、原則として、ホームページ等での公表はしないものとする。ただし、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(管財部長の助言等)

第17条 管財部長は、この要領による総合評価一般競争入札の円滑又は統一的な実施を図る上で必要があると認めるときは、契約担当部長等又は業務発注課課長等に対し、必要な助言その他の支援を行うことができるものとする。

(委任)

第18条 この要領の実施に関し必要な事項は、管財部長が定める。

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要領は、この要領の施行の日以前に公告その他の行為により申込みを求める対象清掃業務については適用しない。

3 この要領の施行開始に伴い、「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領（平成26年5月30日財政局契約管理担当局長決裁）」を廃止する。

4 次に掲げる運用方針等の規定中「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領（平成26年5月30日財政局契約管理担当局長決裁）」を「札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領（令和2年3月30日財政局長決裁）」に改める。

(1) 市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針（平成25年1月22日管財部長

決裁) 第 10 項第 5 号ア

(2) 札幌市競争入札参加停止等措置要領運用指針(平成 14 年 4 月 26 日管財部長決裁) 第 12 ⑤

附 則

- 1 この要領は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日前に公告その他の行為により申込みを求める対象清掃業務については適用しない。

別表1（第4条関係）

落札者決定基準に関する基本事項

1 総合評価の方法

総合評価一般競争入札における評価方法については、以下の算定式例を参考に調達案件に応じて、総合評価点の算出方法等を定めるものとする。

算定式例：総合評価点＝価格評価点＋履行体制評価点＋研修・雇用条件評価点

2 評価項目

総合評価一般競争入札における評価項目については、次表を参考に調達案件に応じて、分類、細分類及び評価項目を定めるものとする。

分類	細分類	評価項目例
価格評価	価格評価	
履行体制評価	履行体制	当該業務に係る人員配置量の提案 適正な履行確保のための業務体制 有資格者の配置 効果的な清掃方法の提案 など
	履行実績	履行実績等
	自主検査体制	自主検査体制の内容等
	その他	障がい者の雇用の取り組み 環境配慮機材の使用状況 など
研修・雇用条件評価	研修体制	技術向上のための研修制度等の有無 資格取得支援制度の有無 従業員に対する社内表彰制度の有無 など
	雇用条件	従業員の支払賃金の提案 健康保険加入の提案 通勤手当支給の提案 健康診断の実施の提案 など

別表 2 (第 4 条関係)

資格審査委員会の構成

建物清掃業務の総合評価 一般競争入札における資 格審査委員会の委員	○契約担当部長等 契約担当課課長等 契約担当課係長等 業務発注課課長等 業務発注課係長等 財政局管財部契約管理課長
---	--

備考

- 1 ○は委員長を示す。
- 2 契約担当課課長等と業務発注課課長等又は契約担当係長等と業務発注担当課係長等が同一人の場合は、上表から業務発注担当課の課長等又は係長等を除く。
- 3 委員会に、書記を置き、委員長が所属職員の中からこれを指名する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

年 月 日

札幌市長 印

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市 局 部 課 係 電話 (011) 211-

2 入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称
〇〇〇〇〇〇〇清掃業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間

年 月 日から 年 月 日まで

※長期継続契約の場合のみ追記

本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所



(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の % に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 〇～〇年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清掃業」のA又はBに登録されている者であること。
なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記6(2)の入札書等の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）
電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

5 入札説明書の交付方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<http://>

6 入札に要求される事項

(1) 入札書その他関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書と以下の書類を同時に提出期限日までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 上記3の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

イ 入札書に記載する金額の算定根拠となった業務費内訳書等（以下「業務費内訳書等」という。）

ウ 上記4の企画提案に係る提案書（以下「提案書類」という。）

(2) 入札書、審査書類、業務費内訳書等及び提案書類の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

年 月 日（ ）00時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記1に同じ。

7 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 開札の日時及び場所

年 月 日（ ）00時00分 札幌市〇〇室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により

入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記6(2)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記3の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

オ 業務費内訳書等に関して、業務費内訳書等が低入札価格調査要領第7条の2第1項各号又は第2項のいずれかに該当するとき

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Cleaning of the 000000 building: 1 set
- (2) Time limit for tender: 00:00 on 000000 00(000), 0000
- (3) Contact point for the notice: 000000 Section, 000000 Department, 000000 Bureau, Sapporo Municipal Government, Kita 00-jo Nishi 00-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8611 Japan. TEL 011-211-0000

※様式中の文言等は、参考までに例示したものであり、調達案件により適宜修正すること。

※電子入札の方法により入札の手続を行う場合は、上記4の「入札書の提出場所等」において、必要な事項を記載するほか、持参又は送付による入札書の提出方法を明記すること。

入札説明書

年札幌市告示第 号に基づく入札については、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

年 月 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 局 部 課 係 電話 (011) 211-

3 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称

○○○○○○○清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

年 月 日から 年 月 日まで

※長期継続契約の場合のみ追記

本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

●●●●●●●●

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の %に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の方式

本調達は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の調達である。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) ○～○年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物清掃業」のA又はBに登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、下記6(5)アの入札書等の提出期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先 札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法 上記アの場所で交付するほか、次のURLのホームページか

らダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（詳細は別記○参照）

ア 資本関係

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、下記(2)の総合評価の方法によって得られた得点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、本入札は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ札幌

市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領（以下「低入札価格調査要領」という。）に定める調査基準価格（別記○参照）を設け、その価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査要領の規定に基づき、低入札価格調査を行う。

そのため、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本調達に係る契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、総合評価点の高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法（落札者決定基準）

ア 評価は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、入札書記載金額及び企画提案に係る書類（以下「提案書類」という。）に基づき行うものとする。

イ 評価は、「価格評価」、「履行体制評価」及び「研修・雇用条件評価」に区分し、その配点をそれぞれ次のとおりとする。

(ア) 価格評価点 〇〇点

(イ) 履行体制評価点 〇〇点

(ウ) 研修・雇用条件評価点 〇〇点

ウ 総合評価点は、次に掲げる算定式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋履行体制評価点＋研修・雇用条件評価点

エ 価格評価点は、次の算定式により算定する。

価格評価点＝〇〇点×●●●●

オ 価格以外の要素の評価について、その概要を次のとおりとし、履行体制評価及び研修・雇用条件評価の詳細は、別記○の落札者決定基準による。

(ア) 履行体制評価

a 履行体制

b 履行実績

c 自主検査体制

d その他

(イ) 研修・雇用条件評価

a 研修体制

b 雇用条件

カ 落札者となるべき同じ総合評価点の者が、2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

なお、くじ引きの場所、日時等については、該当する者に別途通知する。また、該当者又はその代理人がくじを直接引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない本市の職員がくじを引くものとする。

(3) 低入札価格調査

低入札価格調査要領の規定に基づき、調査基準価格（別記○参照）を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査を行う。

なお、低入札価格調査要領第7条第3項に定める低入札価格調査に係る資料及び報告書の提出期限は、別途通知した日の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を含める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。また、提出期限後の提出及び差替えを認めない。

(4) 落札者の決定

落札者を決定したときは、総合評価に係る審査結果について、入札に参加した者に対し、適当な方法により通知する。なお、落札決定は、 年 月 日までに行う予定である。

(5) 総合評価の結果の公表について

- ア 落札者決定後、本調達における入札結果を公表する。
- イ 予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者は、公表された自らの評価点に疑義がある場合は、上記(4)の通知した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、書面により疑義の照会を行うことができる。なお、その場合の回答は、書面にて後日行う。

6 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記2に同じ。

(2) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<http://>

(3) 一般競争入札参加資格審査書類の提出

この総合評価一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、上記4の入札参加資格の審査に必要な次に掲げる書類（以下「審査書類」という。）を、入札書の提出期限までに提出しなければならない。

ア 総合評価一般競争入札参加資格確認申請書（審査様式1）

イ 資本関係・人的関係調書（審査様式2）

ウ 事業協同組合等にあつては、組合員名簿の写し

エ 官公需適格組合にあつては、官公需適格組合の証明書の写し

(4) 業務費内訳書等の提出

入札参加者は、入札書に記載する金額の積算根拠となる次に掲げる書類（以下「業務費内訳書等」という。）を、別記○の「業務費内訳書等記載要領（総合評価一般競争入札用）」に基づき作成し、入札書と同時に提出しなければならない。

ア 業務費内訳書（内訳様式1）

イ 業務従事者賃金支給計画書（内訳様式2）

ウ 社会保険料事業主負担分調書（内訳様式3）

(5) 入札書、審査書類、業務費内訳書等及び提案書類の提出

入札参加者は、入札書、審査書類、業務費内訳書等及び提案書類（以下「入札書等」という。）を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限及び提出先

(ア) 提出期限 ○年○月○日 00時00分（送付の場合は必着のこと。）

(イ) 提出場所 上記2と同じ

イ 提出方法

持参又は送付による。なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ウ 提案書類の作成

仕様書等を十分に把握のうえ、別記○の「落札者決定基準」に掲げる評価項目に応じて、入札参加者が実現可能な企画提案内容を記載し、提案書類を作成すること。

エ 提出に当たっての留意事項（別記○参照）

(ア) 作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○年○月○日○時○分開札〔特定役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載すること。

(イ) 上記ウにより作成した提案書類は、上記(4)の業務費内訳書等とともに、同一の封筒（入札書とは別の封筒）に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○年○月○日○時○分開札〔特定役務の名称〕の業務費内訳書等及び提案書類在中」の旨を記載すること。

(ウ) 持参による提出の場合は、上記(ア)及び(イ)により作成したそれぞれの封書に、上記(3)の審

査書類を添えて、上記2の場所に上記アの提出期限までに直接提出すること。

(エ) 送付による提出の場合は、上記(ア)及び(イ)により作成したそれぞれの封書のほか、上記(3)の審査書類を、同一の封筒に入れ（二重封筒とすること。）、外封に「〇年〇月〇日〇時〇〇分開札〔特定役務の名称〕の入札関係書類在中」の旨を記載し、上記2宛に上記アの提出期限までに必着するよう送付すること。

(オ) 入札参加者は、いったん提出した入札書並びに審査書類、業務費内訳書等及び提案書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人による入札

ア 代理人（又は復代理人。以下同じ。）が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札者に要求される事項

ア 入札参加者は、封印した入札書及び提案書類（業務費内訳書等を含む。）のほかに、上記(3)の審査書類を添付して、上記(5)アの提出期限までに提出しなければならない。また、入札参加者は、落札決定までの間において、入札書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。（別記〇「入札参加に係る提出書類一覧表等」参照）

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

7 開札等

(1) 開札の日時及び場所

年 月 日 時 分 札幌市〇〇室

(2) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札を打ち切る（再度入札は行わない）。

カ 開札をした場合において、次の事項を告げた後、落札を保留して開札を終えるものとする。

(ア) 入札が無効となる入札参加者

(イ) 予定価格の制限の範囲を超える価格で入札をした入札参加者

(ウ) 調査基準価格を下回る価格で入札をした入札参加者

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書

を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記6(5)の入札書等の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

エ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

オ 業務費内訳書等に関して、次のいずれかに該当した入札

(ア) 業務費内訳書等の全部又は一部が提出されていないとき

(イ) 業務費内訳書（内訳様式1）の合計金額が入札書記載金額と一致しないとき

(ウ) (ア)及び(イ)のほか、業務費内訳書等が低入札価格調査要領第7条の2第1項各号のいずれかに該当するとき

(4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

8 入札説明書等の質問

(1) 入札説明書、仕様書等に関する質問の受付

入札説明書、仕様書等又は総合評価落札方式の手続に関して質問がある場合は、次のとおり書面又は電子メールにて質問書を提出すること。

ア 提出期限 年 月 日 () 時まで

イ 提出場所

質問事項について、書面に簡潔にまとめ、当該書面を持参若しくは送付又は電子メールにより、次に掲げる場所あてに提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

(ア) 持参又は送付の場合 上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合 次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「〇〇〇〇〇〇清掃業務の質問について」とすること。

メールアドレス：

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答については、年 月 日以降一括して上記2に掲げる場所にて閲覧に供するとともに、上記6(2)に掲げるURLのホームページに掲載する。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止措置」という。）を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 契約の相手方（落札者）が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 契約条項

別記〇のとおり

(7) 提出書類の作成等

提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。また、提出された書類は、返却しないものとする。

(8) 提案書類の公表

総合評価に関する審査結果を除き、提出された提案書類については、公表しないものとする。

ただし、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、非公開情報を除いて、公開請求者に公開する。

(9) 企画提案の履行確保について

ア 落札者が提示した企画提案にあつては、その内容を契約の特記仕様書として上記(6)の契約条項に加え約定する。

イ 上記アで約定した特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、落札者自らの責任において、誠実に履行するものとする。

ウ 特記仕様書について、契約の相手方（落札者）が正当な理由なく履行せず、札幌市からその是正指示を受けたにもかかわらず、契約の相手方（落札者）がその指示に従わない、又は特記仕様書の性質上、是正をすることができないことが明らかであると認めるときは、入札の際に評価に係る審査結果により得られた評価点と、実際の履行内容をもとに算定した評価点との差を算出し、その差の合算点を、委託者が認めた日から起算して 1 年間（当該減点措置の期間以降も是正されない場合であつて、下記クによる契約解除を行わない場合については、再度委託者が認めた日から起算して 1 年間）に開札を行う建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札において、受託者における評価点から減ずる。

エ 上記ウは、契約の相手方（落札者）が事業協同組合等であるときは、当該事業協同組合等のすべての組合員にも適用し、当該事業協同組合等の組合員が単独で入札に参加する場合にも上記ウの措置を行う。

オ 上記ウ及びエの措置については、札幌市交通局、札幌市水道局、札幌市病院局にて発注する建物清掃業務に係る総合評価一般競争入札に係る調達においても適用する。

カ 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方（落札者）が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認めるときは、その者に対し、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき参加停止措置を行う場合がある。

キ 上記カの場合において、参加停止措置の有無にかかわらず、契約の相手方（落札者）に対し、

請求金額から履行しない割合に相当する金額を減額する場合がある。

ク 上記ウの是正指示を受けた契約の相手方（落札者）が、その指示に従わず、特記仕様書の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除する場合がある。

(10) 参加資格の説明

上記 4 (2)の後段に基づき、参加資格申請をし、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(11) 苦情の申立

本調達に、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(12) 苦情の申立に伴う取り扱い

上記(11)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。

<p>※様式中の文言等は、参考までに例示したものであり、調達案件により適宜修正すること。 ※電子入札の方法により入札の手続を行う場合は、上記 5 の「入札書の提出場所等」において、必要な事項を記載するほか、持参又は送付による入札書の提出方法を明記すること。</p>
--

様式 1

札 第 号
年(年) 月 日

(学識経験を有する者) 様

札幌市長 ○○ ○○ 印

落札者決定基準に係る意見聴取について

標記について、札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領第4条第2項の規定に基づき、下記の業務への適用及びその落札者決定基準について別紙調書のとおり意見を求めます。

記

- 1 対象業務及びその内容
別紙のとおり
- 2 添付資料
別紙のとおり

総合評価一般競争入札対象業務調書

1 対象業務の名称

①	
②	
③	
④	

2 対象業務内容

--

3 備考

--

4 学識経験者の意見

年 月 日	
落札者決定基準の適否	適 ・ 否 意見内容は以下のとおり。
(意見内容)	
落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無	有 ・ 無
学識経験者氏名	(職名) (氏名)

様式 2

年 (札 第 号
 (年) 月 日

(学識経験を有する者) 様

札幌市長 ○○ ○○ 印

落札者の決定に係る意見聴取について

標記について、札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札実施要領第 10 条第 3 項の規定に基づき、下記業務の落札者の決定に当たって別紙調書のとおり意見を求めます。

記

- 1 業務の名称
○○○○○○○○○○○○
- 2 評価点案
別紙のとおり

総合評価一般競争入札対象業務調書

1 対象業務の名称

①	
②	
③	
④	

2 評価点案

(評価点が最も高い者、同点抽選の有無、低入札価格調査実施の有無などを簡潔に記載すること)

3 学識経験者の意見

年 月 日		
評価点案に基づき落札者を決定することの 適否	適 ・ 否	意見内容は以下のとおり。
(意見内容)		
学識経験者氏名	(職名)	(氏名)

様式4

年 月 日

(あて先) 札幌市長

商号又は名称
住所
代表者名

印

総合評価一般競争における評価点の疑義について（照会）

年 月 日に入札のありました下記業務に係る評価点について、疑義がありますので照会します。

記

- 1 業務の名称
○○○○○○○○○○○○
- 2 疑義のある事項

様式5

年（ 札 第 号
 年） 月 日

（照会者） 様

札幌市長 ○○ ○○ 印

総合評価一般競争入札における評価点の疑義に対する回答について

年 月 日付で照会のあった、評価点に関する疑義の照会について、下記のとおり
回答します。

記

- 1 照会の対象業務の名称
○○○○○○○○○○○○
- 2 回答内容